

精神障害者保健福祉手帳

<精神障害者保健福祉手帳>

精神障害者保健福祉手帳の対象となる障害は、統合失調症、うつ病、躁うつ病などの気分障害、アルコール依存症や薬物依存症などの精神疾患のほか、てんかんや発達障害も手帳交付の対象です。ただしどのケースでも、初診から6ヶ月以上を経過している必要があります。

精神障害者保健福祉手帳の等級は、1級～3級に分けられています。統合失調症、気分障害の等級基準は以下のように定められています。